

青森県報

第二千七百八十四号

平成十九年
五月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路課) ……一
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(出納課) ……二
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(同) ……二

公 告

- 所有地の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四

選挙管理委員会

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……五

公安委員会

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例及び青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(監察課) ……五

公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課) ……六

告 示

青森県告示第四百三十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字赤平五〇七の二 西山 里一	白糠区域及び小 田野沢区域	総トン数五十 トン以上の漁船に 未だ行つた漁業 より行つた漁業 であつた漁業とい かつた漁業とい こつた漁業とい 網漁業を併せ 営む漁業であ る者が行つた漁 業
下北郡東通村大字白糠字浜通一三四 東田 義廣	うち甲の地区 白糠漁業協同 組合の区域	うち甲の地区 白糠漁業協同 組合の区域

青森県告示第四百三十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
国道	三三九号	五所川原市字布屋町一九から 五所川原市字旭町二まで

青森県告示第四百三十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三〇の一

小松清

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三〇の一

2 変更後の売りさばき場所

三戸郡階上町大字角柄折字仁田四の一

青森県告示第四百三十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年四月二十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字駅前三丁目三の一

株式会社産交

公 告

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字高田字川瀬二二二の一	雑種地	一、四七六平方メートル

二 予定価格

二千二十三万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字高田字川瀬二二二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁東棟一階入札室

2 日時

平成十九年六月二十七日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年六月一日から同月十八日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年六月十二日午前十時から、青森市大字高田字川瀬一二二の二において現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
十和田市西二番町二三の一	宅 地	五〇四・九三平方メートル

二 予定価格

千三百万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

十和田市西二番町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
十和田市西二番町二〇の一
青森県十和田合同庁舎二階C会議室

2 日時
平成十九年六月二十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年六月一日から同月十八日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年六月十三日午前十一時から、十和田市西二番町二三の一において現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市根城六丁目二の八	宅 地	九〇二・三三三平方メートル

- 二 予定価格

三千二百八十一万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 四 売却する物件を示す場所

八戸市根城六丁目二の八

- 五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎一階第二会議室

- 2 日時

平成十九年六月二十八日 午後二時

- 七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

- 九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年六月一日から同月十八日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年六月十三日午後二時から、八戸市根城六丁目二の八において現地説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市金曲二丁目六二	宅 地	一七七・〇五平方メートル

- 二 予定価格

百三十三万円

- 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市金曲二丁目六一

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目一の一

青森県むつ合同庁舎旧館一階中会議室

2 日時

平成十九年六月二十九日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年六月一日から同月十八日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年六月十四日午後一時から、むつ市金曲二丁目六一において現地説明を行う。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

表中

矢越地区生活改善センター	〇の二	佐井村大字佐井字糠森一三
--------------	-----	--------------

を

矢越地区生活改善センター	〇の二	佐井村大字佐井字糠森一三
瑞穂館	三戸郡五戸町大字上市川字中坪一	
豊間内コミュニティセンター	二の二	五戸町大字豊間内字豊間内
浅水活性化センター	九	五戸町大字浅水字浅水一
倉石コミュニティセンター	三平一〇の四	五戸町大字倉石字中市字上

に改める。

公安委員会

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例及び青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第八号

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例及び青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県留置施設視察委員会の組織及び運営に関する条例（平成十九年三月青森県条例第五号）及び青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例（平成十九年三月青森県条例第四十四号）の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年五月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十五号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。
別表第四技師の項の次に次のように加える。

副調理長	調理業務を掌理し、所属の調理業務に従事する技能技師及び技能主事の指揮監督を行い、調理業務に従事する。
調理長	調理業務の補助的業務及び調理業務に従事する。

附 則

この規程は、平成十九年六月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭